

特許法改正と特許権付与の迅速化 ―特許審査の効率化へ向けて―

Patent Act amendment and Prompt granting of right

学籍番号：201121708

氏名：石川 雄大

Yuta ISHIKAWA

特許をはじめとする知的財産はイノベーションを生み出すわが国の成長の鍵であり、将来を見据えた知的財産戦略がますます重要になってきている。特に特許の権利取得の迅速化はわが国の早急の課題であり、世界最高水準の迅速且つ的確な特許審査を実現することの重要性が増してきている。

そこで本研究では、特許庁から提供される「特許行政年次報告書」の統計・資料編の総括統計(特許・実用新案・意匠・商標の出願・登録件数及び審判件数などを集計したもの)の掲載データを利用し、出願件数・審査請求件数・一次審査件数・審査順番待ち件数・審査順番待ち期間に関するデータの推移を追うことによって、審査請求制度の導入から現在に至るまでの審査請求制度の運用状況について分析を行い、審査請求制度及び審査請求期間が7年から3年に短縮された特許法改正に関する評価検証を行うとともに、特許の権利取得の迅速化という観点から、わが国の審査請求制度の在るべき姿を特許法制度上の改善として検討した。加えて、特許法施行規則に関する改善、つまり特許法制度の制度運用上の改善として、拒絶理由通知及び特許審査ハイウェイという2つのテーマを設け、それぞれの制度の運用状況と問題点に触れ、特許の権利取得の迅速化という観点から、それぞれの制度のあるべき姿を検討した。

その結果、たとえ審査請求期間を7年から3年に短縮したとしても、審査請求を行うタイミングは異ならないことから、この特許法改正は特許の権利取得の迅速化に貢献したという結論を得た。そして今後の審査請求制度の展望として、特許の権利取得をより迅速にするという観点から、審査請求期間を現行の3年から1年3月に短縮し、出願日から1年6月後の出願公開と同時に審査請求の有無を公開する仕組みを採用すべきであると提案した。

また、特許法制度の制度運用上の改善としては、拒絶理由通知に対する形式的な意見書や手続補正書を提出することによって、無意味な応答が繰り返され、それが効率的な特許審査の阻害要因となっている現状を踏まえ、拒絶理由通知に対する手続きに係る手数料を有料化すべきであるとした。加えて特許審査ハイウェイの利用・普及に向けて、日米欧三極特許庁における特許の権利取得をより柔軟にする必要性を説き、日欧米三極特許庁に限り、いずれかの国で特許性があると判断された時点で他の特許庁での審査を切り上げ、特許性があるか否かの判断を行うことなく自動的に特許権が付与される枠組みを提案した。

研究指導教員：松縄 正登

副研究指導教員：石井 夏生利